

**「第9回横浜トリエンナーレ広報・プロモーション関連業務委託」
提案書作成要領**

本プロポーザルにおける提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

第9回横浜トリエンナーレ広報・プロモーション関連業務委託

2 業務の内容

別紙「第9回横浜トリエンナーレ広報・プロモーション関連業務委託 業務説明資料」のとおり

3 業務価格（上限）

46,000 千円（税込）

4 プロポーザル実施スケジュール

日程	内容	提出・通知方法
令和8年8月14日（金） 17時まで（必着）	「参加意向申出書」等提出締切	電子メール
令和8年8月24日（月）	・「参加資格確認結果通知書」送付 ・「プロポーザル関係書類提出要請書」送付	電子メール
令和8年9月4日（金）	「質問書」提出締切	電子メール
令和8年9月11日（金）	「質問回答書」送付	電子メール ※質問なしの場合送信なし
令和8年9月25日（金） 17時まで（必着）	「提案書」提出締切	持参又は郵送 ※書留またはゆうパック等
令和8年10月2日（金）（予定）	プロポーザル評価委員会開催 （提案内容のヒアリング）	
令和8年10月上旬（予定）	契約業者選定委員会付議	
令和8年10月上旬（予定）	「結果通知書」送付	電子メール

5 参加の条件

参加の条件は、(1)又は(2)のいずれかの条件を満たし、かつ、(3)の制限に当てはまらないこと。

(1) 単体の事業者の場合の応募資格等

応募の資格を有する者は、次の全ての要件を満たす者としてします。

ア 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録され、営業種目「その他の委託等」又は「広告」の登録がある者または提案書提出までに登録予定の者。

イ 令和4年以降、大型文化イベント等における広報事務局業務を実施した実績を有する者。

- ウ 「参加意向申出書（様式 1-1）」を提出してから受託候補者の特定までの間において、「横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）」の規定による停止措置を受けていない者。
- エ 銀行取引停止処分を受けていない者。
- オ 横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団等と関係を有しない者。
- カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当していない者。
- キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥る恐れがないと横浜トリエンナーレ組織委員会（以下「組織委員会」という。）が認めた者を除く。）でないこと。
- ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者。

(2) 共同提案の場合の応募資格等

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の全ての要件を満たす者とする。

- ア 共同提案者のうち 1 事業者以上が、令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録され、営業種目「その他の委託等」又は「広告」の登録がある者または提案書提出までに登録予定の者。
- イ 共同提案者のうち 1 事業者以上が、令和 4 年以降、大型文化イベント等における広報事務局業務を実施した実績を有する者。
- ウ 必ず幹事者を決めること。
- エ 複数の共同提案に応募することはできません。また、共同提案を行う者が単独で提案を行うことはできません。
- オ 全ての共同提案者は、前項ウ～ケ全てに該当するものとする。

(3) 応募に対する制限

次の項目に該当する者は、応募及び共同提案者として参加することはできません。また、応募者は次の各項目に該当する者から支援を受けることはできません。

- ア 評価委員会委員の三親等以内の親族。
- イ 評価委員会委員の三親等以内の親族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属している者。

6 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記書類を期日までに提出してください。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 14 日（金）17 時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メール（PDF データで添付）

※送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

(3) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式 1-1） 1 部

※共同提案の場合は、幹事者の代表者印を押印した「参加意向申出書（様式 1-2）」を提出して

ください。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同一としてください。また、幹事者以外の共同提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した「参加意向申出書（様式1-2別紙）」も提出してください。なお、「参加意向申出書（様式1-2）」および「参加意向申出書（様式1-2別紙）」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、同様式の提出期限までに、変更後の「参加意向申出書（様式1-2）」又は「参加意向申出書（様式1-2別紙）」を提出してください。

イ 令和4年以降の、大型文化イベント等における広報事務局業務の実績が分かる資料
（様式自由：A4）1部

ウ 誓約書（様式2）1部 ※共同提案の場合は、参加する事業者ごと1部ずつ

エ 横浜市入札参加資格申請手続後に画面表示される「申請内容表示」の画面 PDF

※横浜市一般競争入札有資格者名簿への登録が、参加意向申出書提出時点で未済の者に限る

(4) 参加資格確認結果の通知

ア 通知日

令和8年8月24日（月）予定

イ その他

- ・応募者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず「参加資格確認結果通知書」を電子メールにて送付します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書」を電子メールにて送付します。
- ・提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は横浜トリエンナーレ組織委員会（以下、「組織委員会」とする）が通知を発送した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日後の17時まで組織委員会まで提出してください。組織委員会は書面を受領した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答します。

7 辞退について

「参加意向申出書（様式1-1（共同提案の場合は、様式1-2））」提出後、又は「参加資格確認結果通知書」の受領後に辞退する場合は、「辞退届（様式8）」を参加意向申出書の提出先まで書面にて提出してください。

8 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式3）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル関係書類提出要請者全員に電子メールで通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和8年9月4日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メール

※送信形式はテキスト形式とし、質問書は電子メールに添付してください。

(3) 回答日及び回答方法

令和8年9月11日（金）までに電子メールで回答します。※質問がない場合は送付しません。

9 提案書の内容

提案書は、「【提案書作成要領・別紙1】提案書の提出について」に基づき、所定の様式等で作成してください。

10 提案書評価基準

「【提案書作成要領・別紙2】提案書評価基準」のとおり（参考見積金額は評価の対象になりません）。

11 提案書の提出

提案書は【提案書作成要領・別紙1】「提案書の提出について」に基づき、所定の様式等で作成してください。

(1) 提出期限

令和8年9月25日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送（書留郵便、ゆうパック等）

(3) 提出書類

ア 提案書（様式4） 1部

イ 提案書類【書類番号①～⑩】 10セット
（紙出力、1セットずつダブルクリップ留め）

ウ 参考見積書【書類番号⑪】 1部

エ 提案書データ 一式（PDF形式）

※電子メールにて送付し、送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

(4) その他

ア 所定の様式等以外の書類については受理しません。

イ 提案書の提出後、組織委員会の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ 提案書に記載した業務の実施体制は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提案内容の変更は認められません。

キ 提案書を郵送する場合、梱包表面には必ず朱書きで「第9回横浜トリエンナーレ広報・プロモーション関連業務委託」と明記してください。また、発送後に必ず提出先に電話または電子メールで連絡を行ってください。

ク 持参する場合は、事前に電話連絡の上、平日の9時～12時、または13時～17時の間に提出してください。

12 提出先

横浜トリエンナーレ組織委員会事務局（横浜市にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課内）

（担当：竹内・西田）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 28階

電話：045-671-2278

電子メール：nw-tripr@city.yokohama.lg.jp

13 プロポーザルに関するヒアリング

評価委員会により、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

(1) 実施日時

令和8年10月2日（金）（予定） 20分程度（質疑応答含む）

(2) 実施場所

組織委員会が指定する場所（横浜市内）

(3) 実施方法

提出された提案書を使用し、口頭、紙資料にて説明を行うものとします。なお、資料の変更・追加は認めません。

(4) 出席者

本業務を受託した場合に実際に担当する予定である者を含む3名以下としてください。

(5) その他

ア 日時・場所等の詳細については別途お知らせします。

イ プレゼンテーション及びヒアリングに参加できない場合は、失格となります。

ウ 提案者ごとに、プレゼンテーションの時間が10分間、質疑応答の時間が10分間、計20分間の予定です。なお、プレゼンテーションは、提案書（紙媒体）のみを使って実施していただきます（詳細は別途お知らせします）。

14 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること
委 員	・横浜トリエンナーレ組織委員会事務局長【委員長】 ・横浜市にぎわいスポーツ文化局総務部長 ・横浜市にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課長 ・横浜市にぎわいスポーツ文化局にぎわい創出戦略課長 ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財団事務局長 ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財団経営企画・ACYグループ長 ・横浜美術館主席学芸員

名 称	第9回横浜トリエンナーレ広報・プロモーション関連業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの評価・特定に関すること
委 員	・公益財団法人横浜市芸術文化振興財団経営企画・ACYグループ長【委員長】 ・横浜市にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課長【副委員長】 ・横浜市政策経営・国際戦略局シティプロモーション推進室広報・プロモーション戦略課担当課長 ・横浜市にぎわいスポーツ文化局総務課担当課長

15 特定・非特定の通知

提案書を提出した全ての事業者には、特定の有無及びその理由を記載した「結果通知書」を送付します。また、交渉権第1位、第2位に特定された事業者については、その旨を付して通知します。

(1) 通知日

令和8年10月上旬（予定）

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は組織委員会が通知を発送した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日後の17時までに提案書提出先まで提出してください。組織委員会は書面を受領した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答します。

16 提案書の取扱い

- (1) 提出された提案書は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

17 契約に関する事項

- (1) 交渉権第1位に特定された事業者と組織委員会が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結します。なお、交渉権第1位に特定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に特定された事業者と交渉を行うものとします。
- (2) 受託候補者として特定された者と組織委員会は、後日、本要領及び特定された提案書等に基づき、組織委員会の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

18 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルの実施のために組織委員会において作成された資料は、組織委員会の了解なく公表、使用することはできません。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、組織委員会の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (3) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (4) 参加意向申出書の提出後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に前述の「5 参加の条件」に該当しないこととなった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。

19 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者。
- (7) ヒアリングに出席しなかった者。

20 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要します。